

合併特例法期限切れまで半年。

市町村合併を強力に推進するための合併特例法の期限まで、あと半年となりました。

現在、全国では2千以上もの市町村が合併についての協議を続けており、網走支庁管内でも3つの法定協議会と2つの任意協議会が合併協議を進めています。

今月は、本紙3月号以来となる合併特集として、合併特例法が失効したあと、引き続き国が進める合併推進方策などについてお知らせします。



管内の法定・任意合併協議会の設置状況（平成16年9月20日現在）

設置年月日	合併期日 (予定含む)	協議会の名称（構成団体名）	面積 (Km ²)	人口 (人)	法定協・任意協の別
H15.5.14	H17.10.1	遠軽地区4町村合併協議会（生田原町、遠軽町、丸瀬布町、滝上町）	1,332	24,844	法定
H15.12.8	H17.10.1	佐呂間町・上湧別町・湧別町合併協議会	911	18,089	法定
H16.3.6		置戸・訓子府任意合併協議会	718	10,427	任意
H16.5.14		女満別町・東藻琴村任意合併協議会	344	8,946	任意
H16.7.8		オホーツク圏北見地域合併協議会（北見市、津別町、端野町、常呂町、留辺蘂町）	2,144	138,914	法定

区分	法定協議会			任意協議会			総数		
	地域数	市町村数	設置率	地域数	市町村数	設置率	地域数	市町村数	設置率
北海道	35	102	48.1%	6	12	5.7%	41	114	53.8%
全国	603	1,967	63.8%	56	165	5.4%	659	2,132	69.1%

* 全国の実績率は、9月1日現在の市町村数3,084で割っています。
* 北海道は9月13日現在、全国は法定協議会が9月6日現在、任意協議会が7月1日現在の数字です。従って全国の総数には誤差があります。

管内の合併協議会 は5つ

北海道内の合併協議会の設置数は、9月13日現在で法定合併協議会が35、任意合併協議会が6で、両者を合わせた構成市町村数は114市町村、合

併協議会の設置率は53・8%となっております。

一方、全国では、法定合併協議会が603、任意合併協議会が56で、構成市町村数は2千132市町村で、設置率は69・1%となっております。

仮に現在、合併協議を行っている法定合併協議会の構成市町村が、すべて合併したとすると、道内の市町村数は現在の212市町村から145市町村に、また、全国では3千84市町村から1千720市町村となります。全国では実に4割以上の減少となる計算です。

網走管内を見ても、現在、3つの法定合併協議会と2つの任意合併協議会が設置されており、それぞれ合併協議が進められています。

来年度以降も合併を 推進する「合併三法」

様々な財政支援措置が盛り込まれた「市町村の合併の特例に関する法律（現行の合併特例法）」は、平成17年3月31日をもって失効する期限立法です。従って失効まで、あと半年ということになります。

しかし、国は、現行合併特例法の失効後も、さらに一定期間市町村合併を後押しする

必要があると判断。「市町村の合併の特例に関する法律（合併新法）」、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（改正現行合併特例法）」、「地方自治法の一部を改正する法律（改正地方自治法）」のいわゆる合併三法を、本年5月26日に公布し、平成17年4月以降も合併を推進することとしました。

まず、現行合併特例法の改正により、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併する市町村に対しては、現行合併特例法の財政支援措置等の特例措置が受けられることとしました。

また、合併特例区及び地域自治区（いわゆる地域自治組織）制度を創設し、旧市町村のまとまりに配慮した合併ができるようになりました。

合併新法では、現行合併特例法の特例措置の大部分が引き続き設けられ（ただし、現行法のような手厚い財政支援措置はなく、合併特例債も廃止）、さらに都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定し、合併を推進する規定も設けられています。なお、合併新法は、平成22年3月31日までの期限立法となっております。